

懲罰規程 新旧対照表

現 行	改 定	備考
<p>懲罰規程</p> <p>第4条 〔懲罰の種類〕</p> <p>1. 選手等に対する懲罰の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1) 戒 告 書面をもって戒める</p> <p>(2) 譴 責 始末書を取り、将来を戒める</p> <p>(3) 罰 金 一定の金額を本協会に納付させる(ただし、Jリーグにおける違反行為のうち〔別紙1〕3-5から3-7に基づく場合はJリーグに納付させる)</p> <p>(4) 社会奉仕活動</p> <p>(5) 没 収 取得した不正な利益を剥奪し、本協会に帰属させる</p> <p>(6) 賞の返還 賞として獲得した全ての利益(賞金、記念品、トロフィー等)を返還させる</p> <p>(7) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止 一定数、一定期間、無期限又は永久的に、公式試合について、フィールド、ベンチ、ロッカールーム等の区域に立ち入ることを禁止する</p> <p>(8) 公的職務の一時的、無期限又は永久的な停止・禁止・解</p>	<p>懲罰規程</p> <p>第4条 〔懲罰の種類〕</p> <p>1. 選手等に対する懲罰の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1) 戒 告 書面をもって戒める</p> <p>(2) 譴 責 始末書を取り、将来を戒める</p> <p>(3) 罰 金 一定の金額を本協会に納付させる(ただし、Jリーグにおける違反行為のうち〔別紙1〕3-5から3-7に基づく場合はJリーグに納付させる)</p> <p>(4) 社会奉仕活動</p> <p>(5) 没 収 取得した不正な利益を剥奪し、本協会に帰属させる</p> <p>(6) 賞の返還 賞として獲得した全ての利益(賞金、記念品、トロフィー等)を返還させる</p> <p>(7) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止 一定数、一定期間、無期限又は永久的に、公式試合について、フィールド、ベンチ、ロッカールーム等の区域に立ち入ることを禁止する</p> <p>(8) 公的職務の一時的、無期限又は永久的な停止・禁止・解</p>	

任

本協会、加盟団体及び加盟チームにおける一切の公的職務を一定期間、無期限又は永久的に停止し、禁止し、又は解任する

(9) 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停止・禁止

サッカーに関する一切の活動を一定期間、無期限又は永久的に停止し又は禁止する

(10) 除名

本協会の登録を抹消する

2. **加盟団体及び**加盟チームに対する懲罰の種類は次のとおりとする。

(1) 戒告

(2) 譴責

(3) 罰金

(4) 没収

(5) 賞の返還

(6) 再試合

(7) 試合結果の無効（事情により再戦を命ずる）

(8) 得点又は勝ち点の減点又は無効

(9) 得点を3対0として試合を没収（ただし、すでに獲得された得失点差の方が大きい場合には、大きい方を有効とする）

(10) 観衆のいない試合の開催

(11) 中立地における試合の開催

(12) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場

任

本協会、加盟団体及び加盟チームにおける一切の公的職務を一定期間、無期限又は永久的に停止し、禁止し、又は解任する

(9) 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停止・禁止

サッカーに関する一切の活動を一定期間、無期限又は永久的に停止し又は禁止する

(10) 除名

本協会の登録を抹消する

2. 加盟チームに対する懲罰の種類は次のとおりとする。

(1) 戒告

(2) 譴責

(3) 罰金

(4) 没収

(5) 賞の返還

(6) 再試合

(7) 試合結果の無効（事情により再戦を命ずる）

(8) 得点又は勝ち点の減点又は無効

(9) 得点を3対0として試合を没収（ただし、すでに獲得された得失点差の方が大きい場合には、大きい方を有効とする）

(10) 観衆のいない試合の開催

(11) 中立地における試合の開催

(12) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場

加盟団体に対する懲罰は3項に規定

停止

- (13) 一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一部の停止
- (14) 下位ディビジョンへの降格
- (15) 競技会への参加資格の剥奪
- (16) 新たな選手の登録禁止
- (17) 除名

3. 仲介人に対する懲罰の種類は次のとおりとする。

- (1) 戒告
- (2) 譴責
- (3) 罰金
- (4) 没収
- (5) 一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一部の停止
- (6) 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停止・禁止
- (7) 除名

4. 前3項各号の懲罰は、併科することができる。

停止

- (13) 一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一部の停止
- (14) 下位ディビジョンへの降格
- (15) 競技会への参加資格の剥奪
- (16) 新たな選手の登録禁止
- (17) 除名

3. 加盟団体に対する懲罰の種類は次のとおりとする。ただし、加盟団体の選抜チームに対する懲罰は前項に準ずる。

- (1) 戒告
- (2) 譴責
- (3) 罰金
- (4) 没収
- (5) 賞の返還

4. 仲介人に対する懲罰の種類は次のとおりとする。

- (1) 戒告
- (2) 譴責
- (3) 罰金
- (4) 没収
- (5) 一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一部の停止
- (6) 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停止・禁止
- (7) 除名

5. 前4項各号の懲罰は、併科することができる。

加盟団体に対する懲罰を列挙する

第41条 [手数料]

1. 申立人は、不服申立にかかる手数料として、第37条第2項に定める期日内に1万円を本協会に納付しなければならない。

[改正]

2014年 9月11日
2014年12月18日(2015年 1月 1日施行)
2015年 3月12日(2015年 4月 1日施行)
2016年 3月10日(2016年 4月 1日施行)
2017年 4月13日
2018年 9月13日
2018年12月13日
2019年 1月16日
2019年 5月16日
2019年 7月11日
2020年 1月16日(2020年 1月30日施行)
2020年10月22日
2021年 3月11日

第41条 [手数料]

1. 申立人は、不服申立にかかる手数料として、第37条第2項に定める期日内に1,000円(消費税等込)を本協会に納付しなければならない。

[改正]

2014年 9月11日
2014年12月18日(2015年 1月 1日施行)
2015年 3月12日(2015年 4月 1日施行)
2016年 3月10日(2016年 4月 1日施行)
2017年 4月13日
2018年 9月13日
2018年12月13日
2019年 1月16日
2019年 5月16日
2019年 7月11日
2020年 1月16日(2020年 1月30日施行)
2020年10月22日
2021年 3月11日
2021年 4月 8日

税込表示とする